

# 「京都」をめぐる言葉小考

中 純 夫

## はじめに

本稿は、「京」「都」「京師」「京都」「畿」等、「京都」をめぐる言葉の原義、及び中国や朝鮮における「京都」の具体的用法について考察することを目的とするものである。

現在「京都」は京都府や京都市等、日本の地名を意味する固有名詞としての用法が一般的であるが、元来、それは国都を意味する普通名詞であり、また中国に起源を持つ語彙であった。そしてその国都としての語義は、言うまでもなく、「京」や「都」の字義に根ざしたものである。また「京都」が国都を意味する以上、当然のことながら、中国においても朝鮮においても、各王朝の様々な都市が、国都として等しく「京都」を以て称されてきた歴史的事実が有る。これらの字義や語義、及びその歴史的な用法を整理することにより、「京都」に関する基礎的知見を深める一助としたい。

## 一 「都」と「京」

### 1 「都」の字義

「都」の字義のうち「京都」に関わるものとしては、以下の四つが重要である。①最大規模の都市。②宗廟のある都市。③国城、国君の居住地。④集まる。

#### ①最大規模の都市

九夫為井、四井為邑、四邑為丘、四丘為甸、四甸為縣、四縣為都。（『周禮』地官「小司徒」）  
九夫（一里四方）を井とし、四井を邑とし、四邑を丘とし、四丘を甸とし、四甸を県とし、四県を都とする。

冒頭の九夫とは、九人の人間がそれぞれ耕作する田地を合わせた総面積、具体的には一里四方を意味する<sup>1</sup>。因みにここでの井は、所謂「井田」の井に通ずる概念でもある。井田とは、一里四方、即ち九百畝の田地を井の字型に九分割・九等分し、真中の百畝を公田、他は八家がそれぞれ百畝を私田とし、かつ公田の耕作を八家の共同責任として請け負う、という制度である。一家につき百畝なので、九夫（九家）ならば井（九百畝、一里四方）となるわけである<sup>2</sup>。

さて上記に拠れば、小規模の集落は邑と称し、その規模（面積）が大きくなるにつれて順次、丘・甸・県と称し、その最大のものを都と称するのである。

## ②宗廟のある都市

凡邑、有宗廟先君之主曰都、無曰邑。（『春秋左氏傳』莊公28年、前666、傳）

一般に邑のうちでも、宗廟が有って先君の神主を祀っている場合はこれを都と言い、（宗廟の無い場合はこれを邑と言う。

先の『周禮』では、邑と都とは規模の大小によって区別されていたが、ここではむしろ宗廟の有無によって両者は区別されている。この点に関して晋の杜預は、以下のような注を施している。

周禮、四縣為都、四井為邑。然宗廟所在、則雖邑曰都。尊之也。（『春秋左氏傳』莊公28年、傳、杜預注）

『周禮』では、四県を都とし、四井を邑とする。（このように両者には元来、規模の大小による区別が有るのだが）しかしながらここでは、宗廟の所在地であれば、たとえ（規模的には）邑であっても、これを都と称する。それは、宗廟の存在を尊重するからである。

要するに①で示した、最大規模の都市という用法に加えて、都には、規模の大小に関わらず宗廟の所在地を指す用法が存在するのである。或いは、面積的には小さくて邑クラスであっても、そこが宗廟の所在地であれば、敬意を払って大いなる存在と見なすが故にこれを都と称するのだ、という解釈も可能である<sup>3</sup>。してみれば①と②それぞれの字義は矛盾するものではなく、むしろ互いに通底するものとも言えるだろう。

なお『説文解字』における以下の解釈も、上記『春秋左氏傳』の条を踏襲したものであろう。

有先君之舊宗廟曰都。从邑、者聲。（後漢、許慎『説文解字』卷6、邑部）

先君の古い宗廟の有るところを、都と言う。邑に従う、者の声。

因みに末尾の「从邑者聲」（「从」＝「從」＝「從」）は、都が形声文字であることを示す定型的な表現である。『説文解字』では基本的に、会意の場合は「从A从B」（Aに従いBに従う。ABはともに意符）、形声の場合は「从A、B声」（Aに従う、Bの声。Aは意符、Bは声符）と表記される。従ってこの場合、邑は意符（意味を表す機能を担う部分）、者は声符（音を表す機能を担う部分）である。

## ③国城、国君の居住地

國城曰都者、國君所居、人所都會也。（後漢、劉熙『釋名』卷2「釋州國」）

国城を都と言うのは、そこが国君の居住地であり、人の集まる場所だからである。

国城は国都とほぼ同義であろうから、「みやこ」としての字義を最も直接的に示すのが、この『釈名』における解釈である、と言ってよいだろう。

## ④集まる

先の『釋名』『釋州國』の「人所都會也」における「都」と「會」とは、いずれも「集まる」という意の動詞であり、両者を合わせた「都會」の二文字も、やはり「集まる」の意の動詞として用いられている<sup>4</sup>。因みに同じく劉基の『釋名』には、「都聚」二字の動詞としての用法も見られる<sup>5</sup>。

「都会」は一般に人口の多い大都市を意味するが、「人所都會」（人の集まる場所）とは、言わばその原義を示す用例とも言えるだろう。そして「國城」「國君所居」としての都にもこの動詞としての字義が内包されていることは、留意しておいてよいだろう。

## 2 宗廟と国都

以上、都の字義につき、①～④の四つを確認した。うち①（最大規模の都市）と②（宗廟のある都市）が互いに通底するものであること、③（国城、国君の居住地）と④（集まる）が互いに関連しあうものであることについては、既に触れた。ここで②と③の関係については、些か整理しておきたい。結論から言えば、宗廟は国都に存在し、国城、国君の居住地も国都を意味するから、②と③の両者は実質的にはほぼ同義であると言ってよいだろう。

宗廟が国都に存在することに関して、例えば北宋末～南宋初の岳飛に、以下の言葉がある。金（女真族）の侵略を受けて国都を開封（汴京）から臨安に遷した後、東京留守として開封の防衛に当たってきた杜充は、建炎3年（1129）6月、兵を引いて開封から撤退し、建康に逃れることとなった<sup>6</sup>。その際、これを諫めたのが以下の岳飛の言葉である。

六月二十日、・杜充棄京師之建康。先臣說之曰。中原之地、尺寸不可棄。况社稷宗廟在京師、陵寢在河南、尤非他地比。（宋、岳珂『金佖粹編』卷4「行實編年」建炎三年己酉歲、年二十七条）

六月二十日、・杜充が京師を棄てて建康に赴くこととなった。先臣（岳飛）はこれを説得して言う。「中原の地は、尺寸たりとも棄てるべきではない。まして京師には社稷と宗廟が在り、河南には陵寢が在るのであって、（その重要性は）とりわけ他の地とは比べるべくもないのである。

宗廟の所在地が国都を意味するのは検証するまでもなく自明のこのようにも思われるが、漢初には国都長安以外にも、郡国に多数の宗廟が存在した。例えば高祖は諸侯王に命じてそれぞれに太上皇（高祖の父）の廟を立てさせているし、恵帝は太祖廟（高祖の廟）を、景帝は太宗廟（文帝の廟）を、それぞれのかつての巡幸先に当たる郡国に立てた。また本始二年（前72）、宣帝は武帝の廟を尊んで世宗廟とし、やはりそのかつての巡狩した先に当たる郡国にその廟を立てた。こうしてその当時、68の郡国にわたって167の祖宗の廟が存在したという<sup>7</sup>。一方、国都長安には太上皇・高祖から悼皇考（宣帝の父）・宣帝に至るまで9の宗廟が、それぞれの陵墓の傍らに立てられていたから、先の167と合わせると全国に176の宗廟が存在したのである<sup>8</sup>。なお国都の皇帝廟が高祖から宣帝までを挙げていることから、これらの数値は元帝当時のものと考えてお

きたい。

しかしこれらの郡国廟は、やがて廃止される。即ち元帝の永光4年（前40）、郡国に存在する祖宗の廟は全て廃止せよ、との詔が下されたのである<sup>9</sup>。

郡国廟廃止の契機となったのは、貢禹（字少翁）による奏請であった。これより先、貢禹は元帝（前漢第8代皇帝）に対し、次の二点にわたる上奏を行う。①「古来、天子は七廟と定められている<sup>10</sup>。今、恵帝（第2代）から景帝（第4代）に至るまでの廟は、（世代が隔たり）その親は既に尽きている。これを毀撤すべきである。」②「郡国廟は古礼に合致しないから、改正すべきである。」元帝はその趣旨を是認したが、実施に至る前に貢禹が死去する。そして永光4年に至り、貢禹奏請の趣旨に沿った詔が下されることとなったわけである<sup>11</sup>。

その後も、国都以外の地に宗廟を設ける事例がなかったわけではない。けれどもその一方で、宗廟は国都にこそあるべきもの、との基本的認識が抱かれていたこともまた、動かし難い事実である。

例えば唐の則天武后は東都洛陽に宗廟を設け、高祖・太宗・高宗を祀っている（688年）<sup>12</sup>。もともと当時の洛陽は神都と改称され、実質上、国都に準ずる存在ではあった（684～705年）<sup>13</sup>。そして中宗の代になり、洛陽の呼称が神都からもとの東都に戻されて以降（705年～）は、長安・洛陽両京の宗廟で四時の祭祀が行われることとなった<sup>14</sup>。しかしやがて安祿山の乱（755～763年）を経て東都の宗廟は荒廃し、神主も散逸亡欠する<sup>15</sup>。その後、東都宗廟・神主の修築・補修がしばしば論議されるが、そのつど、東都宗廟に神主を祀ること自体の是非をめぐって、議論が交わされることとなる<sup>16</sup>。それは、そもそも国都ならぬ東都に宗廟を立てること自体の妥当性を疑問視する見解が、根強く存在したからに他ならない<sup>17</sup>。

そのような見解の持ち主の一人であった太常博士の顧徳章は、会昌6年（845）における上言に際して、以下のように述べている<sup>18</sup>。

謹按、貞觀九年詔曰。太原之地、肇基王業、…約禮而言、須議立廟。時祕書監顏師古議曰。臣傍觀祭典、遍考禮經、宗廟皆在京師、不於下土別置。…太宗許其奏、即日而停。由是而言、太原豈無都號、太原爾時猶廢、東都不立、可知。（『舊唐書』卷26「禮儀志」附主）

謹しんで考えるに、かつて貞觀9年（635）、（太宗は）詔を下して言う。「太原の地は、王業の基盤を啓いたところである。…礼の趣旨に鑑みて言うならば、この地に廟を立てることを議論すべきである。…」時に祕書監であった顏師古の議に言う。「臣が虚心に祀典を觀察し、遍ねく礼経を考察するに、宗廟は全て京師にあり、地方都市に別途置かれたことはない。…」太宗はその上奏を可とし、先の勅命は即日、停止されたのである。以上のことから言うならば、太原にも都の称号が無かったわけではないが、それでも当時、太原（に宗廟を置く案）は、撤廃されたのである。してみれば、東都に宗廟を立てるべきではなかったことも、推して知るべきである。

文中「太原之地、肇基王業」とは、高祖（李淵）が太原における挙兵（617年）を契機として天下を掌握したことを指す<sup>19</sup>。また「太原豈無都號」とは、太宗・顏師古の当時よりは時代は降る

ものの、太原（并州）<sup>20</sup>が後に北都と称され、国都に匹敵する存在であった事実を指すものと思われる<sup>21</sup>。

いずれにせよ、所引の顔師古の語は「宗廟は国都にこそ立てられるべきもの」との認識を明快に示すものであり、宗廟の所在地を都とする、という字義は、歴史上の実態とも符合するものであったことが確認できるのである。

さて話を前漢に戻せば、元帝の当時、長安に高祖から宣帝に至るまでの歴代皇帝、及び太上皇・悼皇考の合わせて9の宗廟が存在したことについては、既に触れた。宋、徐天麟『西漢會要』巻12「宗廟」は前漢の宗廟を列記し、その大半について所在地を明記している。今、国都と宗廟の関係を確認する一助として、同書の記述に拠り宗廟の所在地を〔附表1〕として示しておく。

〔附表1〕「前漢宗廟所在地一覧」

『西漢會要』巻12「宗廟」		備考
宗廟名	所在地	
①太上皇廟（高祖父）	在長安西北長安故城中	
②高祖廟	在長安西北故城中	
③恵帝廟	在高廟後	
④文帝廟	在長安城南	
⑤景帝廟（徳陽宮）		宋、王應麟『玉海』巻97「漢顧」「史記正義、括地志云。徳陽宮、漢景帝廟、在雍州咸陽縣東北二十九里。」
⑥武帝廟	在茂陵東	撰者未詳『三輔黄圖』巻6「陵墓」「武帝茂陵、在長安城西北八十里。」
⑦昭帝廟		『漢書』巻73「韋賢傳」子、玄成「凡祖宗廟、在郡國六十八、合百六十七所。而京師、自高祖下至宣帝、與太上皇・悼皇考、各自居陵旁立廟、并為百七十六。」
⑧悼皇考（宣帝父）		同上
⑨宣帝廟	在杜陵西北	『三輔黄圖』巻6「陵墓」「宣帝杜陵、在長安城南。」
⑩元帝廟		
⑪成帝廟		
⑫共皇帝廟（元帝子）	哀帝建平二年、立共皇廟于京師	『漢書』巻80「宣元六王傳」定陶共王康「成帝崩、太子即位、是為孝哀帝。即位二年、追尊共王為共皇、置寢廟京師、序昭穆、儀如孝元帝。」
⑬哀帝廟		
⑭平貞廟		

なお『西漢會要』が所在地を明記しない、もしくは長安との位置関係に触れていない場合は、備考欄にこれを補足した（但し⑦⑧については、長安に9の宗廟有りとする上記の記載以外には、

所在地に言及する資料を検出し得ていない)。備考欄にも記載のない宗廟は、所在地が未確認のものである。

### 3 「京」の字義

京の字義のうち、「京都」や「京兆」（後述）との関わりで重要なのは、以下の二つである。①大。②数字の単位。ただ行論の都合上、③丘状の高い造営物、についても予め触れておきたい。

#### ①大

京に大の訓詁を与えたものとして、以下を挙げることができる。

弘、…宏、…夏、…京、…宇、…大也。（『爾雅』「釋詁」）

弘、…宏、…夏、…京、…宇、…は、（いずれも）大の意である。

具体的な用例の一つ挙げておく。

其妻占之曰。吉。…五世、其昌、並于正卿。八世之後、莫之與京。（『春秋左氏傳』莊公22年（前672）、傳）

その妻が占って言った。「吉である。…五世の後には栄え、正卿と同等の地位にまで昇るであろう。八世の後には、並ぶ者なき偉大な地位にまで至るであろう。

杜預の注に「京、大也。」とある<sup>22</sup>。

#### ②数字の単位

現在、我々は万億を兆、万兆を京とする。中国でも秦漢以降はこの説が一般化するが、先秦時代には十億を兆とする説が行われていた如くである。後々の行論の内容とも関わる問題であるが故に、些か煩雑にわたるが、ここで複数の単位換算法の存在につき、予め整理を試みておきたい。

「億」という単位はつとに『書経』や『詩経』等の経書に出現する。その用例の一つ、『詩経』魏風「伐檀」の「胡取禾三百億兮」という詩句中の「億」字に対して、前漢の毛亨は「萬萬曰億」（毛伝）、後漢の鄭玄は「十萬曰億」（鄭箋）という注釈をそれぞれ施しており、両者の解釈には異同が有る。但し唐の孔穎達『毛詩正義』に拠れば、毛亨の時代と鄭玄の時代とで単位換算法が異なっていたというわけではなく、毛亨は（毛亨や孔穎達にとっての）現代の換算法（「今數」）<sup>1</sup>で解釈し、鄭玄は『詩経』が古書であるが故に『詩経』当時の古い換算法で解釈したのだ、という<sup>23</sup>。以下の韋昭の語も、この孔穎達の説明に対する傍証となり得るものである。三国時代の呉の人である韋昭は、『國語』「楚語」下の「官有十醜為億醜」という語に対して施した注の中で、以下のように述べている。

十萬曰億、古數也。今以萬萬為億。

（ここでの醜は万を意味するのだが）十万を億とするのは古い換算法である。現在では万万を億とする。

韋昭の当時は万万を億とする説が一般的であった事実を証言する内容となっている。元の陳櫟は『書経』に出現する「億」字に対する解釈をめぐる議論の文脈中においてこの韋昭の説に拠りつつ、万万を億とするのは秦による改制以降の説であるから、逆に先秦時代の文献たる『書経』を解釈するに際しては、十万を億とする説に拠らねばならない、と主張している<sup>24</sup>。

さて、複数の単位換算法に関するまとまった記述として、『數術記遺』の以下の一節を挙げておきたい。『數術記遺』(全一卷)は後漢の徐岳撰、北周の甄鸞注として伝承されている書物である。

黄帝為法、數有十等。及其用也、乃有三焉。十等者、億・兆・京・垓・秭・壤・溝・澗・正・載。三等者、謂上中下也。其下數者、十變之。若言十萬曰億、十億曰兆、十兆曰京也。中數、萬萬變之。若言萬萬曰億、萬億曰兆、萬兆曰京也。上數者、數窮則變。若言萬萬曰億、億億曰兆、兆兆曰京也。(後漢、徐岳『數術記遺』)

黄帝の定めた法に拠れば、数には十等(大きな数字を表す十種の単位)が有るのだが、その実際の運用には三等(三種の換算法)が有る。十等とは、億・兆・京・垓・秭・壤・溝・澗・正・載の十種である。三等とは、上中下の三種を指す。そのうちの下数とは、十倍ずつで単位を変化させるもの。十萬を億と言い、十億を兆と言い、十兆を京と言うのがこれに当たる。中数とは、万倍ずつで単位を変化させるもの。万万を億と言い、万億を兆と言い、万兆を京と言うのがこれに当たる。上数とは、数が極限まで極まれば単位を変化させるもの。万万を億と言い、億億を兆と言い、兆兆を京と言うのがこれに当たる。

要するに単位換算の方法には、数の数え方が最小になる下数から最大になる上数まで、三種類が存在したということである。毛伝と鄭箋の異同について言えば、鄭箋は下数に基づいており、毛伝及び秦漢以降の通説は中数に基づいている、ということになる<sup>25</sup>。

なお『數術記遺』の中数を例示する箇所、原文は「若言萬萬曰億、萬萬億曰兆、萬萬兆曰京也」に作る。ただこのままでは下数と中数とで「十變之」と「萬萬變之」の指示する内容が異なることになり、少なからず不合理である。今、清の惠棟『九經古義』卷5「毛詩古義」所引の『數術記遺』に従って改めた<sup>26</sup>。因みに惠棟も先の韋昭注に依拠した上で、中数は秦漢以降に行われ始めた説である、と述べている<sup>27</sup>。

### ③丘状の高い造営物

この字義は『爾雅』に由来する。

丘、…絶高為之、京。(『爾雅』「釋丘」)

丘の類のうちで、極めて高くこしらえたものが、京である。

晋の郭璞は

人力所作。

人力によって造られたものである。

との注を施している。これは「為之」の二文字を解釈した注である<sup>28</sup>。

宋(趙宋)の邢昺の疏はこれを敷衍して

言卓絶高大如丘、而人力所作者、名京。

まるで丘のようにひときわ高大で、かつ人力によって造られたものを京と名づける、との意である。

と解説している。

邢昺の疏は更に、この字義における京の具体的用例として、『春秋左氏伝』宣公12年（前597）の伝文に見える「京観」を挙げている。楚が邲の地で晋軍を破った際、楚の大夫である潘党は楚子（楚国の君主）に対し、晋人の死骸を集めて「京観」を築くことを提案した<sup>29</sup>。「京観」とは、敵の死骸を積み重ねてその上に土を盛った塚であり、戦勝という武功を顕彰し、これを子々孫々にまで伝える為に築かれるものである<sup>30</sup>。

なお後漢許慎の『説文解字』における以下の訓詁も、上記『爾雅』「釋丘」における字義を踏襲するものである。

京、人所為絶高丘也。从高省。丨象高形。（許慎『説文解字』卷5、京部）

京とは、人が造成した極めて高い丘である。「高」の省略体に従う。「丨」は高い形を象ったもの。

以上に抛れば、京は丘とは言っても自然界に存在する丘陵ではなく人造の、高く丘状の造営物、邢昺疏が「京観」と結びつける解釈を援用するなら、さしづめ墳墓・墳丘の如きものをイメージしておけばよいと思われる。

以上、京の字義につき①～③の三つを確認した。うち①の大きさは、②と関連付ければ数量的な大きさを、③と関連付ければ空間的な大きさを、意味するものとなろう。あるいは文脈に応じて両方の意味を含み得るかも知れない。因みに清の段玉裁は、①は③を原義としてそこから敷衍して生じた字義（「引伸之義」）である、との解釈を採っている<sup>31</sup>。

#### 4 「京兆」

前節で京の字義三つを取り上げたが、うち数の単位としての字義が、国都としての京字にも含意されていることを端的に示すのが、京兆という語彙の存在である。これはまさに億・兆・京という単位を示す文字二つから成るものであり、かつそれが国都の行政区域を示す語ともなっているものである。具体的には、秦以前に京師の行政を司る官職であった内史が、右内史を経て前漢武帝の時に京兆尹と改称され、左馮翊・右扶風とともに三輔と称され、京師長安の行政を分掌することとなったのである。

内史、周官、秦因之、掌治京師。景帝二年、分置左内史・右内史。武帝太初元年、更名京兆尹。…左内史、更名左馮翊。…主爵中尉、秦官。…武帝太初元年、更名右扶風、治内史右地。…與左馮翊・京兆尹是為三輔。（『漢書』卷19上「百官公卿表」上）

内史は周代の官職であって秦もこれを踏襲し、京師の統治を掌った。景帝二年（前155）、これを分割して左内史と右内史を置く。武帝の太初元年（前104）、（右内史を）京兆尹と改



称する。…左内史は、左馮翊と改称された。…主爵中尉は秦の官職であり、…武帝の太初元年、右扶風と改称され、もとの右内史の行政区域を統治した。…左馮翊・京兆尹とともにこれを三輔とする。

三輔が分掌する行政区域は、京兆が長安以東、左馮翊が長陵以北、右扶風が渭城以西である<sup>32</sup>。なお長陵は高祖の陵墓であり、長安の北部にあたる<sup>33</sup>。また渭城は長安のやや西、秦の故都咸陽にあるとされる<sup>34</sup>。因みに三輔それぞれの領有する県は、前漢末の時点で、京兆尹が12、左馮翊が24、右扶風が21であった<sup>35</sup>。

さてこの京兆尹の字義につき、『漢書』の注は以下のように述べる。

張晏曰。地絶高曰京。左傳曰。莫之與京。十億曰兆。尹、正也。師古曰。京、大也。兆者、衆數。言大衆所在、故云京兆也。

張晏曰く。「地の極めて高いものを京と言う。『左傳』には、並ぶ者なき偉大さだ、とある。十億を兆と言う。尹は、正である。」師古曰く。「京は、大である。兆とは、多くの数を指す。非常に多くの人（「大衆」）が居住しているので、京兆と言うのである。」

兆の解釈として張晏（後漢末～三国初の人）が所謂中数ではなく下数を挙げる理由は未詳である。単に伝統的な訓詁を慣用的に援用したまで、という可能性も有ろう。いずれにせよ張晏の「十億曰兆」と顔師古の「兆者、衆數。」は同趣旨であり、大量の数を意味する。京に関しては、先に挙げた①～③のうち、張晏は③と①を併記し、顔師古は①を採る。うち顔師古の説は京兆二字を大衆と言い換えているから、この場合の京は数量的な大きさを意味し、実質的に「衆數」と同義である。従ってこの場合の①は②に通底するものでもあろう。そして兆の字義との対応関係に鑑みれば、張晏よりも顔師古の説が勝るであろう。

要するに、ともに「衆數」を意味する京・兆二文字から成るのが京兆という語であり、それは京師長安の行政区域の一部を指し、その原義は大量の人民が居住する地の意である。

なお『春秋左氏傳』には、「天子は兆民を擁し、諸侯は萬民を擁する」との語が有る<sup>36</sup>。これは京兆の語義ともあい呼応するものであると言えよう。

## 二 「京師」と「京都」

### 1 「京師」

京師の語義を論じたものとしては、『春秋公羊傳』の以下の一截が著名である。

京師者何。天子之居也。京者何。大也。師者何。衆也。天子之居、必以衆大之辭言之。（『春秋公羊傳』桓公9年、前703）

京師とは何か。天子の居住するところである。京とは何か。大の意である。師とは何か。衆の意である。天子の居住するところである以上、必ずや衆・大（多くかつ大きい）という意味の文字で表現されねばならないのである。

京師の字義として示された「衆大」の具体的内容について、後漢の何休は以下のような注を施している。

地方千里、周城千雉、宮室官府制度廣大、四方各以其職來貢、莫不備具。

その地は方千里、城市の面積は千雉、宮室や官府の規模はいずれも広大であり、四方からは各々が分掌するその地の産物を携えて來貢するから、具備せぬものはない。

京師の地を方千里とするのは、「邦畿千里」「王畿千里」等と言われる場合の「畿」の概念（後述）を念頭に置いたものであろう。また雉は面積の単位であり、一雉は長三丈、高一丈に相当する<sup>37</sup>。なお「四方各以其職來貢」の「職」と「貢」は、仮に『周礼』に言う「地職」と「地貢」の意で解釈した<sup>38</sup>。

要するに、京の大は領域・規模の広大さを、師の衆は物産の豊富さを意味する、というのが何休注における解釈である。

京師に関しては後漢の班固『白虎通』も項目を立てて論じているので、その一部を引いておく。

京師者何謂也。千里之邑號也。京、大也。師、衆也。天子所居、故大衆言之。…春秋傳曰。京曰天子之居也。王制曰。天子之田、方千里。或曰。夏曰夏邑、殷曰商邑、周曰京師。（『白虎通』「京師」）

京師とはどういう意味か。千里の邑の称号である。京とは大、師とは衆の意である。天子の居住する地であるが故に、大・衆の意の文字で表現するのである。…春秋傳にも「京とは天子の居住地である。」とある（『春秋公羊伝』桓公9年）。「王制」には「天子の田は、方千里」という（『禮記』「王制」）。ある説に拠れば、(国都のことをそれぞれ)夏では夏邑、殷では商邑、周では京師と言う。

基本的には先に引いた『春秋公羊傳』の文言を下敷きにして構成されたものである。要約すれば京師とは、天子の居住する方千里の領域を指す、ということになる。

## 2 「京都」

「京都」の二字を取り上げてその語義を論じた文献は、意外に希少である。管見の及ぶところ、最もまとまった記述を残しているのは、宋、宋敏求『長安志』巻2「京都」である。とは言え、同書は「京」「都」「京師」等の字義・語義に対する古来の言及をとりまとめて収録する体裁となっており、それ以上に特段の考察が加えられているわけではない。所引の諸資料にも、本稿が既に取り上げたものと重複する部分が少なくない。なおこの『長安志』（熙寧9年1076序）巻2「京都」における諸書の援用は、宋、李昉等撰『太平御覽』（太平興国8年983成）巻155、州郡部「叙京都」上を参照したものと思われる<sup>39</sup>。

従って、ここでは特に『長安志』の内容に立ち入るつもりはない。一点のみ確認しておきたいのは、『白虎通』を引用する箇所、即ち「白虎通曰。京都者何謂也。千里之邑號也。」云々の部分である。「京師」の項で先に引いた通り、現行本『白虎通』では「京師者何謂也」に作る。「京都」

の語義を論ずる文献が稀少な中で、一応は注目に値するだろう。ただ、この一節は『白虎通』「京師」の項目下の記述であること、しかもそもそもこの一節は『春秋公羊伝』の「京師者何」を引き写した文章であることを考えれば、『白虎通』の該処は元來、「京師」に作っていたと見なすのが穏当だろう。因みに『太平御覽』所引も「白虎通曰。京師者何謂也」云々に作っている。ここは『長安志』の誤記と見ておきたい。

仮に「京都者何謂也」が誤記であるなら、筆者は今のところ、「京都」二字の語義を正面切って論じた文献を、他に検出し得ていない。従って京都の語義を考察するに当たってはさしあたり、「京」や「都」の字義、及び「京師」や「京兆」の語義を参照した上で、これを再構成する他はない。

まず、言うまでもないことながら、京都の都には、国都の字義が有る。より具体的には、最大規模の都市、宗廟の所在地、国君の居住地、多くの人の集まるところ、である。そして京には大の字義があるから、京都は基本的に「大いなる都」の語義を持つ。そしてその場合の大は、「京師者何謂也。千里之邑號也。京、大也。」という用例に徴すれば、空間的な大きさ、より具体的には都城としての規模面積の広大さを意味するものとなる。また「京兆」の語義（大衆）に徴すれば、数量的な大きさ、より具体的には人口膨大（兆民）を意味するものとなる。従って「京＝大」は恐らく、領域広大と人口膨大の両義を兼ねて含むものと考えてよい。そのような意味における「大いなる」「都」が、京都の原義である。

### 3 「京師」と「京都」

前二項において京師と京都それぞれの語義について確認した。ここで改めて、この二つの語の関係について整理をしておきたい。というのも、三国魏の司馬師の諱を忌避して京師のことを京都と称することとなった、との説が広く行われているからである。司馬師は、その子孫（司馬炎）が西晋王朝を樹立した後、景帝を追贈された人物である。

晉景帝諱師、以師保為保傅、以京師為京都。（宋、王楙『野客叢書』卷9「古人避諱」）

晋の景帝は、諱は師、そこで師保（という官職名）のことは保傅と称し、京師のことは京都と称した。

王楙は南宋中期の人物であるが、南宋末の周密『齊東野語』卷4「避諱」をはじめ、同趣旨の内容を記す書籍は多数にのぼる。因みに陳垣（清末～人民共和國）の『史諱舉例』卷8「歷朝諱例」第74「晉諱例」にも「景帝、宣帝子、（諱）師。太師改太宰、京師改京都、或改京邑。」とある。

とは言うものの、こうした忌避の事実は有ったにせよ、そもそも「京都」はこの忌避以前からつとに使用されてきた語であったし、また「京師」に対する忌避もあくまでも一時的なものに過ぎなかったと考えられる。

京師の語義を説いた『春秋公羊傳』桓公9年の一節は既に紹介したところであるが、京師の語はその『春秋』桓公9年の経文に見える他（『春秋左氏傳』『春秋公羊傳』『春秋穀梁傳』の各桓公9年条）、『春秋左氏傳』の経文や伝文に頻出し（例えば宣公9年、経「夏、仲孫蔑、京師にに如

く。」成公13年、経「三月、公、京師<sup>ゆ</sup>に如く。」等）また『詩経』にも散見される。

一方、京都の語は、経書には見えない。京都の初出を確言することは難しいが、遅くとも両漢には、その用例を確認することができる。

例えば『漢書』には以下のように成帝（前32～前7年、在位）の語が収録されている。

上於是采劉向・谷永之言、以報曰。…明陰盛、咎在內。…顯禍敗及京都。（『漢書』卷97下「外戚傳」孝成許皇后）

上はそこで（災異に関する）劉向と谷永の解釈を採用し、皇后に告げて言った。「…（災異の原因は）陰が（陽を凌いで）盛んであったため、その咎が後宮にあることは明らかである。それ故に…（天は）災禍を示してこれを京都に及ぼしたのである。」

『漢書』所引の成帝語中の京都を、成帝と同時代の前漢の用例とすべきか、『漢書』の撰藻班固の生きた後漢における用例とすべきかは、判断の分かれるところであろうが、清の嚴可均はこの成帝語を『全漢文』に収録している<sup>40</sup>。今、仮にこの立場に従い、これを前漢の用例としておく。

嚴可均『全後漢文』には、京都の用例が4件存在する。うち、ここでは以下の2件を引いておく。

①唐、歐陽詢『藝文類聚』卷74「樗蒲」後漢、馬融「樗蒲賦」に曰く。「昔、玄通先生なるもの有り、京都に遊ぶ。」<sup>41</sup>

②晉、袁宏『後漢紀』卷18、陽嘉2年（133）「夏四月…己亥、京都に地震あり。五月庚子、詔して曰く。…太史張衡、對えて曰く。「臣聞くに、…<sup>ききころ</sup>間者、京都に地震あり、と。…」」<sup>42</sup>

以上、京師は経書中に、京都は両漢の文献中に、それぞれ用例を見出し得ることを確認した。その上で忌避の問題に戻るならば、その具体的実態については検証すべくもないものの、忌避の実施は、期間・程度とも、ごく限定的なものに過ぎなかったのではないかと、との心証を得ている。

例えば『晋書』（唐、房玄齡等奉勅撰）には、西晋最後の天子である愍帝の詔が引かれているが、その詔中には京師の語が用いられている<sup>43</sup>。『晋書』編纂時、依拠した旧史がこの詔中の語を京都に作るのを、晋代における忌避による改字（京師→京都）の結果であると判断した上で、これをその旧に復した（京都→京師）という可能性も、一応は考えられる。しかしながら『晋書』には京都と京師がそれぞれ頻出しているから、この箇所に限って唐代における改訂を想定する必然性はあるまい。よって愍帝の詔は当初から、師字を忌避することなく京師の語を用いていたものと考えておきたい。

司馬師が景帝を追尊されたのは西晋武帝（司馬炎）の即位以降であるから<sup>44</sup>、師字に対する忌避も武帝期以降のことと考えられる。ところで『三国志』の著者陳寿は、その武帝に事え、晋が魏の禪讓を受けて樹立されたことから、『三国志』は魏を正統とする立場で執筆されたのだとされている<sup>45</sup>。してみれば陳寿は、時期的にもまさに、師字を忌避すべき立場にあった筈である。しかしその『三国志』には、やはり京都と京師がそれぞれ頻出し、忌避の痕跡はうかがえない。

従って結論として、京都と京師の用例について考えるに際して、司馬師の師字に対する忌避という問題は実質上、無視しても差し支えないと考える。

### 三 「畿」「邦畿」「王畿」「国畿」

#### 1 「畿」

本章では、京師・京都と関係の深い「畿」という概念、及びこれに関連するいくつかの語彙につき、整理しておきたい。まず「畿」の字義を確認する。

畿 天子千里地。以遠近言之、則言畿也。从田、幾省聲。(許慎『説文解字』卷13、田部)  
畿とは 天子の(居住する)方千里の地である。遠近によって言えば、(特に)これを畿と言うのである。田に从う、幾の省略体の声。

「以遠近言之、則言畿也」という部分の意味は、必ずしも明瞭ではないが、ここでは「畿は形声だが、会意でもある」という、清の段玉裁の解釈を手がかりにしたい<sup>\*46</sup>。「从田、幾省聲」における「幾省」は、声符であると同時に意符でもある、というのが段玉裁の主張である。そして周知の通り、「幾」には「近」の字義が有る<sup>\*47</sup>。

さて、「普天の下、王土に非ざるは莫し」という、人口に膾炙した言葉が有る<sup>\*48</sup>。この発想に立つ限り、天下は文字通りあまねく天子の領土であり、天子の居住空間である。ただし実際に天子が起居する地点からの遠近という観点で言えば、一番近いお膝元の千里四方を、特に「畿」と称する。——今はさしあたり、このように解釈しておきたい。

#### 2 「邦畿」「王畿」「国畿」

「畿」とほぼ同一の概念を示す語彙として「邦畿」「王畿」「国畿」が有る。

「邦畿」については、『詩経』商頌「玄鳥」に「邦畿千里」の用例が有る他、『周禮』秋官「司寇」にも、「邦畿、方千里」の言及が有る。

「王畿」と「国畿」については、それぞれ『周禮』夏官「職方氏」に「方千里曰王畿」、『周禮』夏官「大司馬」に「方千里曰國畿」とある。

なお「職方氏」では「王畿」の外側に、内から外へ順次九服が、「大司馬」では「国畿」の外側に、内から外へ順次九畿が、それぞれ列記されている<sup>\*49</sup>。つまり王畿・国畿は、九服・九畿として外延を拡張していく領域の最も内側、即ち天下の中心・中枢として認識されていたことになる。

### 四 東西と左右

我々が地図と正対すれば、「東—西」は「右—左」と、「北—南」は「上—下」と、それぞれ対応する。しかし京都市の左京区は東に、右京区は西に位置を占めており、その左右の命名は、地図と正対した場合の「東—西」「右—左」とは逆である。これは周知の通り、南面する天子の視点で、即ち地図と正対するのではなく、これを逆向きに見るところから生ずる命名である。

とは言え、この周知の事実を文献に即して直接に裏付けることは、実は意外に困難である。そもそも管見の及ぶところ、中国には史上、京都・京師を東西に地域区分した左京・右京なる呼称は存在しない。

ただし南面の視点から左右を称する事例は本より存在するし、その説明に相当する文献も、稀少ではあるが存在する。以下に順次、説明を加えていきたい。

## 1 天子南面

天子南面については説明するまでもなからうが、手順としてまずはその用例を確認しておく。

天子者、執位至尊、無敵於天下。…南面而聽天下、生民之屬、莫不振動從服以化順之。（『荀子』「正論」）

天子とは、その位は至尊にして、天下に匹敵する者はない。…南面して天下に政治を行えば、全ての民は恐れおののいて服従し、従順にその教化を受けぬ者はない。

堯教於隸屬而民不聽。至於南面而王天下、令則行、禁則止。由此觀之、賢智未足以服衆、而勢位足以誦賢者也。（『韓非子』「難勢」）

堯が、自らが人に隸属する身分にありながら他者に教えを垂れても、民は耳を貸さないだろう。しかしひとたび南面して天下に王として君臨すれば、その命令は行われ、その観令は徹底されるのである。してみれば、賢智では民衆を服従させることはできず、勢位こそが賢者をも服従させることができるのである。

## 2 東西南北と上下左右

京師と関わる左右命名の事例としては、既に言及した三輔の左馮翊と右扶風を挙げておく。京兆が長安以東、左馮翊が長陵以北、右扶風が渭城以西（長陵は長安北部、渭城は長安の西）という行政区分に徴すれば、「左馮翊—右扶風」「東—西」という位置関係を、ひとまず確認することができる。以下では、京師との直接の関わりはないものの、左右と東西の対応関係を示す若干の事例を取り上げ、検討を加えることとした。

周知の通り、青龍・朱雀（朱鳥）・白虎・玄武の四神獣は、五行にあっては木火金水と、五方にあつては東南西北と、それぞれ対応する<sup>50</sup>。この四神獣は、天にあっては四方の星座・星宿を指す呼称となるが、以下の文章においては、四方に配備される軍隊の各陣営に対する呼称として用いられている。

行、前朱鳥而後玄武、左青龍而右白虎。（『禮記』「曲禮」上）

行軍に際しては、前方を朱鳥、後方を玄武、左側を青龍、右側を白虎とする。

天における星座の配置に準じて軍の陣法を論じたものとする点で、鄭注・孔疏の解釈は一致している<sup>51</sup>。さて、我々がここで注目すべきはもちろん、東西南北と上下左右の対応関係であつて、

孔穎達も指摘するように、上文では南を前、北を後、東を左、西を右と称している<sup>52</sup>。これはまさしく、南面する天子の側から見た前後左右に他ならない。

以下もほぼ同趣旨の文章である。

所謂天數者、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武。（『淮南子』「兵略訓」）

天数（天文、天の星宿）に準ずるならば、左側は青龍、右側は白虎、前方は朱雀、後方は玄武となる。

なお、北宋の王安石には以下の発言が有る。

水言下、火言上、則木左・金右・土中央、皆可知也。推類而反之、則曰後、曰前、曰西、曰東、曰北、曰南、皆可知也。（王安石『臨川文集』卷65「洪範傳」）

水について下と言ひ、火について上と言う以上、木が左、金が右、土が中央であることは、いずれも自明である。ここから類推して省察するならば、（水と火について）後と前とが対応し、（金木水火について）西東北南が対応するのも、いずれも自明である。

周知の通り、『書経』「洪範」には、「五行。一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土。水曰潤下、火曰炎上、木曰曲直、金曰從革、土爰稼穡。」の一節が有る。「水言下、火言上」とは、この「水曰潤下、火曰炎上」を踏まえたものである<sup>53</sup>。

さて「潤下」の下、「炎上」の上は、地平に対して垂直方向の「下」「上」である筈だが、王安石はこれを「後」「前」に読み替え可能なものとして理解している如くである。してみれば所引の冒頭部分は、「水後・火前・木左・金右・土中央」として整理し直すことができるだろう。「潤下」「炎上」の文言からこのような対応関係を導き出すことの当否はこの際、措くとして、ここでは「水後・火前・木左・金右」によって示された東西南北と前後左右の対応関係、即ち「北後・南前・東左・西右」が、やはり南面の視点からなされたものであることを確認できればよしとしたい。なお王安石「洪範傳」のこの一節は、後々まで多数の書物に援用されている<sup>54</sup>。

### 3 門の出入と左右東西

東を左、西を右とする呼称が南面の視点からなされたものであることを直接明記した文献を、筆者は遺憾ながら未だに検出し得ていない。ここでは実質的にほぼそれに相当するものとして、門の出入に関する議論を紹介したい。

『儀禮』「士相見禮」の「主人揖、入門右。賓奉贄、入門左。主人再拜受、賓再拜送贄、出。」という一節に付された唐の賈公彦の疏に言う。

凡門、出則以西為右、以東為左、入則以東為右、以西為左。

一般に門は、出る際には西を右、東を左とし、入る際には東を右、西を左とする。

これは、家屋の南側に位置する門における出入を想定した上での発言である。その場合、出は北から南へ、入は南から北への方向を指すことになる。

さて、これを皇城の南側に位置する門の呼称に即して検証してみるに、いずれも門を出る際の

視点で左右の命名が為されていることがわかる。

西京。唐顯慶間為東都、開元改河南府、宋為西京。…皇城、周廻十八里二百五十八步。南面三門、中曰端門、東西曰左右掖門。（『宋史』卷162「地理志」京城、西京）

西京。唐の顯慶年間（656～661）に東都となり、開元中（713～741）に河南府と改められ、宋はこれを西京とする。…皇城は、周囲が十八里二百五十八步。南面して三門が有り、中央を端門、その東西をそれぞれ左掖門・右掖門という。

これは宋代洛陽の事例であるが、左掖門・右掖門の呼称は、清の北京紫禁城にも見出すことができる。

門凡八。曰承天門。曰端門。曰午門。東曰左掖門。西曰右掖門。再東曰東華門。再西曰西華門。向北曰玄武門。（『大清一統志』卷1「京師」上、紫禁城、小注）

紫禁城の門は全部で八。承天門。端門。午門。午門の東は左掖門。午門の西は右掖門。左掖門のさらに東は東華門。右掖門のさらに西は西華門。北面には玄武門。

玄武は五行の水、五方の北と対応し、また十二支の午は南と対応する。皇城から午門をくぐって門外に出ていく際の方向・視点は、まさに南面する天子のそれと同じであって、この向きを基準として左右が命名されているのである。

なお個々の楼殿等に付設された門についても、東側を左、西側を右と命名する事例は本より多数にのぼる。例えば唐代長安の正殿たる太極殿は、東側が左延明門、西側が右延明門と、また東宮の正殿たる明德殿（本名嘉徳殿）は、東側が左嘉善門、西側が右嘉善門と命名されている<sup>55</sup>。

## 五 京都の用例

### 1 中国

既に述べてきたように、京都は元来、「大いなる都」を意味する普通名詞である。従って史上、様々な王朝の様々な都市が国都として、京都を以て称されてきたことになる。今、その端的な事例の一端を『文選』に即して確認してみたい。周知の通り『文選』は、賦・詩・騷・詔などジャンルごとに作品を分類収録しており、巻1～19には賦が、うち冒頭の6巻には国都を題材として撰述された作品が収録されており、全6巻が2巻ずつ「京都上」「京都中」「京都下」に分類立項されている（〔附表2〕）。



〔附表2〕『文選』巻1～巻6収録作品一覧

巻	分類	作者時代	作者	作品名	王朝名	都市名
1	京都上	後漢	班固	兩都賦 西都賦 東都賦	前漢 後漢	長安 洛陽
2		後漢	張衡	西京賦	前漢	長安
3	京都中			東京賦	後漢	洛陽
4		西晋	左思	南京賦 三都賦 蜀都賦	後漢 三国蜀	南陽 成都
5	京都下			呉都賦	三国呉	建業
6				魏都賦	三国魏	洛陽

以上によっても、両漢の両都、三国の三都のそれぞれが京都として認識されていたことがわかる。なお南陽は光武帝劉秀の故里であり、その郡治たる宛が東都洛陽の南に位置したことから南都と称されたのである<sup>56</sup>。

## 2 朝鮮

朝鮮においても中国同様、各王朝の国都が京都と称された。その用例は本より膨大に存在するが、ここではサンプルとして各王朝につき二件ずつ、用例を挙げておく（〔附表3〕）。但し『三国史記』「百濟本紀」に関しては、京都の用例を検出し得なかった。

なお表中用例のうち、同時に言及される他の地名との位置関係から、「京都」が具体的に指す場所が特定できるものにつき、確認をしておきたい。

まず⑤の寿昌宮は、開城に存在した王宮であるから、この京都は開城を指していることが確認できる<sup>57</sup>。因みに⑥に言う三角山（一名華山）は、京畿道楊州に存在する山であり、『高麗史』には国王が三角山に御幸する記事が頻出する（三角山については後述）。

⑦は「水原は畿内の大都市で、湖南（全羅道）・湖西（忠清道）両湖の交わる要衝に当り、京都防衛要害の地である」との意。水原は南方から漢城に向かう際の通過点となるため、漢城にとっては南方防衛の一大要害となることを言う。

⑧は「そもそも江華は京都における海路の門戸であり、江華を防備するには水軍を投入する必要が有る。」との意。江華島は、漢城を流れる漢江が黄海に注ぐ河口（江華湾）に浮かぶ島である。

⑦⑧はともに宣祖30年丁酉（慶長2年）の記事、朝鮮は丁酉再乱（慶長の役）の渦中にあり、漢城の防備が最重要の課題となっていたのである。

〔附表3〕「朝鮮各王朝における京都の用例」

	王朝名	典拠と用例	国都
①	高句麗	○『三國史記』卷14「高句麗本紀」2、大武神王2年（19）二年春正月、京都震、大赦。	桓仁（後、集安、平壤に遷都）
②	高句麗	○『三國史記』卷14「高句麗本紀」2、大武神王24年（41）二十四年、春三月、京都雨雹。	同上
③	新羅	○『三國史記』卷2「新羅本紀」儒禮尼師今15年（298）十五年、春二月、京都大霧、不辨人、五月而霽。	慶州
④	新羅	○『三國史記』卷3「新羅本紀」3、奈勿尼師今34年（389）三十四年、春正月、京都大疫。	同上
⑤	高麗	○『高麗史』卷4、世家4、顯宗2年（1010）2月庚申、發清州。丁卯、還京都、入御壽昌宮。	開城
⑥	高麗	○『高麗史』卷7、世家7、文宗5年（1050）10月庚寅、幸三角山。壬寅、還京都。	同上
⑦	朝鮮朝	○『朝鮮王朝實錄』宣祖30年（1597）4月20日庚辰水原以畿甸大邑、當兩湖要衝之會、爲京都保障之地。	漢城
⑧	朝鮮朝	○『朝鮮王朝實錄』宣祖30年（1597）8月4日壬戌大抵江華爲京都海路門戶、而防備江華、當用舟師。	同上

因みに朝鮮朝時代の地理書である『新增東國輿地勝覽』卷1卷2は「京都」上「京都」下を収録するが、その巻1の冒頭には京都の地理につき、「北には華山が鎮座して、恰も龍がとぐろを巻き虎がうずくまっているかのような（堅固なる）地勢であり、南には漢江が横たわって要害をなしている。」との記述が有り、これはまさに漢城の地勢を描写するものに他ならない<sup>58</sup>。華山は一名三角山、京畿道楊州の南部にあり、「京城の鎮山」と称される存在であった<sup>59</sup>。なお楊州は漢城の東北に位置を占めている<sup>60</sup>。

### おわりに

以上、京都及びこれと関連の深いいくつかの概念につき、その字義や語義を中心に検討を試みてきた。参照すべき先行研究を検出し得ぬまま、文字通りに手探りの作業となった。遺漏・誤脱は本より多岐にわたるものと思われる。広く指教を乞う次第である。

\*1 『周礼』地官「小司徒」鄭玄注「九夫為井者、方一里、九夫所治之田也。」

- \*2 『孟子』「滕文公」上「方里而井。井九百畝、其中為公田。八家皆私百畝、同養公田。」
- \*3 上記『左傳』の条に対する孔穎達の疏に引く杜預の『春秋釋例』に云う。「釋例曰。若邑有先君宗廟、雖小曰都。尊其所居而大之也。」
- \*4 『漢語大詞典』は「都會」に対して「集會、會聚。」の語釈を与えた上で、以下の二つをその用例としている。『南史』卷58「放弟正、子、鼎」「州中有土豪、外修邊幅、而內行不軌、常為劫盜。鼎於都會時、謂之曰。卿是好人、那忽作賊。」「隋書」卷66「裴政」「民有犯罪者、陰悉知之、或竟歲不發。至再三犯、乃因都會時、於衆中召出、親案其罪、五人處死、流徙者甚衆。」
- \*5 『釋名』卷1「釋丘」「澤中有丘曰都丘。言蟲鳥往所都聚也。」
- \*6 『宋史』卷25「高宗本紀」建炎3年「六月戊申朔、以東京留守杜充引兵赴行在。」
- \*7 『漢書』卷73「韋賢傳」子、玄成「初、高祖時、令諸侯王都皆立太上皇廟。至惠帝、尊高帝廟為太祖廟、景帝尊孝文廟為太宗廟、行所嘗幸郡國、各立太祖・太宗廟。至宣帝本始二年、復尊孝武廟為世宗廟、行所巡狩、亦立焉。凡祖宗廟、在郡國六十八、合百六十七所。」顏師古注「六十八者、郡國之數也。百六十七所、宗廟之數也。」
- \*8 同上「而京師、自高祖下至宣帝、與太上皇・悼皇考、各自居陵旁立廟、并為百七十六。」顏師古注「悼皇考者、宣帝之父。」
- \*9 『漢書』卷9「元帝本紀」永光4年「冬十月乙丑、罷祖宗廟在郡國者。」
- \*10 『禮記』「禮器」「天子七廟、諸侯五、大夫三、士一。」『禮記』「王制」「天子七廟、三昭三穆、與太祖之廟而七。」
- \*11 『漢書』卷73「韋賢傳」子、玄成「至元帝時、貢禹奏言。古者天子七廟。今孝惠・孝景廟、皆親盡。宜毀。及郡國廟、不應古禮。宜正定。天子是其議、未及施行、而禹卒。永光四年、乃下詔先議、罷郡國廟。」『漢書』卷72「貢禹」「貢禹、字少翁、琅邪人也。…元帝初即位、徵禹為諫大夫。…禹又奏、欲罷郡國廟、定漢宗廟迭毀之禮、皆未施行。」
- \*12 『舊唐書』卷25「禮儀志」太廟「垂拱四年(688)正月、又於東都立高祖・太宗・高宗三廟、四時享祀、如京廟之儀。」
- \*13 『舊唐書』卷6「則天皇后」嗣聖元年(684)「九月、大赦天下、改元為光宅。…改東都為神都。」『舊唐書』卷7「中宗」神龍元年(705)「二月甲寅、復國號、依舊為唐。社稷・宗廟・陵寢・郊祀・行軍旗幟・服色・天地・日月・寺宇・臺閣・官名、並依永淳(682～683年)已前故事。神都依舊為東都。」
- \*14 『舊唐書』卷26「禮儀志」附主「建中元年(780)三月、禮儀使上言。…初、武后於東都立高祖・太宗・高宗三廟。至中宗已後、兩京太廟、四時並饗。」
- \*15 同上(承前)「至德亂後、木主多亡缺未祔。」同上「會昌五年(845)八月、中書門下奏。東都太廟九室、神主共二十六座。自祿山叛後、取太廟為軍營、神主棄於街巷。」
- \*16 同上「會昌五年(845)八月、中書門下奏。…大和中(827～835)、太常博士議、以為東都不合置神主。車駕東幸、即載主而行。至今因循、尚未修建。」
- \*17 同上「(會昌)六年(845)三月、…太常博士段瓌等三十九人奏議曰。…伏以東都太廟、廢

- 已多時。若議增修、稍乖前訓。何者、東都始制寢廟於天后・中宗之朝、事出一時、非貞觀・開元之法。前後因循不廢者、亦踵鎬京之文也。」同上「其年（會昌六年845）九月敕。段瓌等詳議、東都不可立廟。」
- \*18 同上「其年（會昌六年845）九月、・太常博士顧德章議曰。…德章又有上中書門下及禮院詳議兩狀、並同載於後。其一曰。」云々。
- \*19 『舊唐書』卷1「高祖本紀」〔（大業）十三年（617）、為太原留守。…秋七月壬子、高祖率兵、西圖關中。…癸丑、發自太原、有兵三萬。…（十一月）癸亥、率百僚、備法駕、立代王侑為天子。…大赦、改元為義寧。〕
- \*20 『新唐書』卷39「地理志」河東道、河東採訪使、太原府太原郡「太原府太原郡、本并州、開元十一年（723）為府。」
- \*21 ①『新唐書』卷4「則天皇后本紀」長壽元年（692）九月「癸卯、以并州為北都。」②『新唐書』卷5「玄宗本紀」開元十一年（723）正月「辛卯、次并州、改并州為北都。」③『新唐書』卷6「肅宗本紀」寶應元年（762）「建卯月（二月）辛亥、大赦。…以京兆府為上都、河南府為東都、鳳翔府為西都、江陵府為南都、太原府為北都。」
- \*22 孔穎達疏「正義曰。五世其昌、言其始昌盛也。並於正卿、位與卿並、得為上大夫也。莫之與京、謂無與之比大、言其位最高也。」
- \*23 『詩經』魏風「伐檀」孔穎達疏「正義曰。萬萬曰億。今數然也。…箋以詩書古人之言、故古今數言之。知古億十萬者、…」
- \*24 元、陳櫟『書集傳纂疏』卷4上「泰誓」上「受有臣億萬、惟億萬心。予有臣三千、惟一心。」に対する疏「韋昭註楚語云。十萬曰億、古數也。秦改制、始以萬萬為億。今解尚書、合主十萬為億之說。」
- \*25 『數術記遺』本文引用箇所に対する甄鸞の注「按、詩云。胡取禾三百億兮。毛注曰、萬萬曰億。此即中數也。鄭注云、十萬曰億。此即下數也。」
- \*26 もっとも『數術記遺』以降、少なからぬ文献が中数を「萬萬曰億、萬萬億曰兆、萬萬兆曰京。」と記述しているのも事実である。例えば①北周、甄鸞撰、唐、李淳風注『五經算術』卷上、②唐、李籍『九章算術音義』、③明、李之藻『同文算指前編』卷上。
- \*27 『九經古義』卷5「毛詩古義」原注「韋昭楚語注云。十萬曰億、古數也、今人乃以萬萬為億。是中數之說、始于秦漢也。」
- \*28 段玉裁『說文解字注』「京」注「釋丘曰。絕高為之、京。…郭云。為之者、人力所作也。」
- \*29 『爾雅』「釋丘」邢昺疏「案、春秋宣十二年左傳。楚敗晉師於郟。潘黨曰。君盍築武軍、而收晉尸、以為京觀。楚子曰云云、…是其類也。」
- \*30 『春秋左氏傳』宣公12年（前597）、傳「潘黨曰。君盍築武軍而收晉尸、以為京觀。臣聞、克敵、必示子孫、以無忘武功。」杜預注「積尸、封土其上、謂之京觀。」
- \*31 段玉裁『說文解字注』「京」注「按、釋詁云。京、大也。其引伸之義也。凡高者必大。」
- \*32 『漢書』卷19上「百官公卿表」注「師古曰。…長安以東為京兆、長陵以北為左馮翊、渭城

以西為右扶風也。」

- \*33 『漢書』卷1下「高祖本紀」下、12年（前195）「五月丙寅、葬長陵。」注「臣瓚曰。…長陵在長安北四十里。」
- \*34 清、齊召南『前漢書考證』卷67「渭城令建將吏卒圍捕。」「臣召南按、渭城屬右扶風、在長安稍西、即秦故都咸陽也。」
- \*35 『漢書』卷28上「地理志」8上「京兆尹、…元始二年（AD2）、…縣十二。…左馮翊、…縣二十四。…右扶風、…縣二十一。」
- \*36 『春秋左氏傳』閔公元年、傳「天子曰兆民、諸侯曰萬民。」
- \*37 『春秋左氏傳』隱公元年、傳「祭仲曰。都城過百雉、國之害也。」杜預注「方丈曰堵、三堵曰雉。一雉之牆、長三丈、高一丈。」
- \*38 『周禮』地官「大司徒」「乃分地職、奠地守、制地貢。」
- \*39 『太平御覽』卷155における冒頭から10件の引用書は、①『釋名』、②『左傳』、③『尚書大傳』、④『尚書』、⑤『周禮』、⑥『公羊傳』、⑦『白虎通』、⑧『帝王世紀』、⑨『風俗通』、⑩『春秋傳』である（各書名は『太平御覽』所引における表記に拠る）。一方、『長安志』卷2における引用署名を、その引用順に番号のみで示せば、①③⑤②⑥⑦⑧⑨、という状況であり、引用書の選定において『太平御覽』が参照された形迹が有る。因みに『太平御覽』に先立つ唐代の類書中では、開元14年（726）成の『初學記』卷24、居處部「都邑」が、比較的豊富に関連資料を引用している。
- \*40 嚴可均『全上古三代秦漢三國六朝文』中の『全漢文』卷8、成帝「報許皇后」
- \*41 『全後漢文』卷18、馬融「樛蒲賦」
- \*42 『全後漢文』卷54、張衡「陽嘉二年京師地震對策」
- \*43 『晉書』卷86「張軌、子寔」「及帝將降于劉曜、下詔于寔曰。天步厄運、禍降晉室、京師傾陷。…」嚴可均『全晉文』卷7「愍帝」は、この詔を「手詔張寔」建興四年十一月甲午として収録している。建興四年は316年（西晉滅亡の年）。
- \*44 『晉書』卷2「景帝紀」「景皇帝、諱師、字子元、宣帝長子也。…晉國既建、追尊曰景王。武帝受禪、上尊號曰景皇帝。」
- \*45 『四庫全書總目提要』史部、正史類「三國志、六十五卷。晉、陳壽撰。…其書、以魏為正統、…壽則身為晉武之臣、而晉武承魏之統。偽魏、是偽晉矣。其能行於當代哉。」
- \*46 段玉裁『說文解字注』「从田、幾省聲」に対する注「形聲中包會意」
- \*47 『爾雅』「釋詁」「邇・幾・暱、近也。」
- \*48 『春秋左氏傳』昭公7年、伝「普天之下、莫非王土。」同一の語が、以下の諸書に見える。『孟子』「萬章」上、『荀子』「君子」、『韓非子』「說林」上、『韓非子』「忠孝」、『呂氏春秋』「孝行覽」
- \*49 九服は、侯服・甸服・男服・采服・衛服・蠻服・夷服・鎮服・藩服。九畿は、侯畿・甸畿・男畿・采畿・衛畿・蠻畿・夷畿・鎮畿・蕃畿。
- \*50 『淮南子』「天文訓」「東方、木也。…其獸蒼龍。…南方、火也。…其獸朱鳥。…中央、土也。」

…其獸黃龍。·西方、金也。…其獸白虎。·北方、水也。…其獸玄武。」

- \*51 鄭玄注「以此四獸為軍陳、象天也。」孔穎達疏「此明軍行象天文而作陳法也。」陸德明『經典釋文』が「陳 直覲反。」の音注を施しているように、ここでの「陳」は「陣」に通用されている。
- \*52 孔穎達疏「前南後北、左東右西、朱鳥・玄武・青龍・白虎、四方宿名也。」
- \*53 王安石は所引の直前で「水言潤」「火言炎」に言及している。
- \*54 ①宋、陳大猷『書集傳或問』卷下「洪範」、②明、王樵『尚書日記』卷9「洪範」、③清、胡渭『洪範正論』卷2、等。
- \*55 『長安志』卷6「宮室」唐上「正殿曰太極殿。…東廊有左延明門、西廊有右延明門。」同上「東宮正殿曰明德殿、本名嘉德殿。東廊、左嘉善門、西廊、右嘉善門。」
- \*56 『文選』卷4、京都中「南都賦」題下、李善注「善曰。…南陽郡治宛、在京之南、故曰南都。」同上、李周翰注「翰曰。南都在南陽、光武舊里、以置都焉。」
- \*57 『新增東國輿地勝覽』卷5「開城府」下、古跡「壽昌宮。在西小門内。」
- \*58 同上、卷1「京都」上「北鎮華山、有龍盤虎距之勢。南以漢江為襟帶。」
- \*59 同上、卷3「漢城府」山川「三角山。在楊州之境、一名華山。…實京城之鎮山也。」同上、卷11「楊州」山川「三角山。在州南三十九里。詳漢城府。」
- \*60 同上、卷3「漢城府」「漢城府、東至楊州界十里、…北至楊州界十里。」同上、卷11「楊州」「楊州牧。…距京都五十六里。」

(附記)

筆者は令和3年度前期、京都府立大学文学部1回生配当の必修科目である「国際京都學入門」の授業を担当する機会を得た（全15回のリレー講義、うち筆者の担当は2回）。本稿は主としてこの授業のために準備した資料をもとに執筆したものである。

高句麗王都の比定に関しては、同僚である井上直樹先生から懇切なご教示を賜った。謝意を表させて頂きたい。

筆者は視力の低下により、資料の閲覧に支障を来しつつある。今回、『新增東國輿地勝覽』の調査・閲覧に際しては、京都府立大学大学院文学研究科史学専攻博士後期課程の山田周氏より、多大の助力を得た。ここに深く謝意を表する次第である。

(2021年9月22日受理)

(なか すみお 京都府立大学文学部歴史学科教授)